

覚醒剤原料取扱者指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 12 条の規定により、覚醒剤原料取扱者指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
変 更 す べ き 事 項				
変 更 前	業務所の名称			
	住 所			
	氏 名			
変 更 後	業務所の名称			
	住 所			
	氏 名			

- (備考)
- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。